

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

東北地方太平洋沖地震における「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）」
について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼
申し上げます。

さて、先般の東北地方太平洋沖地震に伴い発生した廃棄物の処理については、
政府の「緊急災害対策本部」の元に設置された「災害廃棄物の処理等の円滑化
に関する検討会議（仮称）」等において検討が進められております。

この度、検討会議での検討を踏まえ、「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨
子案）」が、環境省から関係県に周知された旨、国土交通省総合政策局建設業
課より別添のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、一部損壊した家屋等の解体工事等の実施にあたっては、建設リサイク
ル法並びにその他石綿に関する関係法令を遵守して実施するよう要請がまいっ
ておりますので併せてお知らせ申し上げます。